

秋田県MC協議会 指導救命士認定要領

(主 旨)

第一条

この要領は、消防本部の救急業務における教育指導体制を充実させること及びメディカルコントロール協議会との連携強化、円滑化により、本県の救急活動全般の質を向上させることを目的とした指導救命士制度の運用及び認定について必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第二条

秋田県メディカルコントロール協議会（以下「県MC協議会」という。）において、救急業務の質の向上に資するため、救急業務に携わる職員に対し専門的知識及び技術に係る教育訓練の指導を行うことができる立場にある救急救命士を「指導救命士」とし、それを認定する。

(役 割)

第三条

指導救命士は、所属する消防本部の救急業務に携わる職員の救急活動に関わる知識・技術の向上に努めると共に、県MC協議会と連携を図りながら、以下の業務を行う。

- 1 救急業務に携わる職員への研修及び指導
- 2 救急救命士が行う再教育への指導・監督
- 3 地域MC協議会との連絡調整及び参加
- 4 県MC協議会への参加
- 5 消防学校等での講師、指導
- 6 その他

(認定要件)

第四条

- 1 救急救命士として、通算5年以上の実務経験を有すること。
- 2 救急隊長として、通算5年以上の実務経験を有する者。（注釈※1）
- 3 特定行為において、一定の施行経験を有する者。（注釈※2）
- 4 医療機関において、一定の期間の病院実習を受けていること。（注釈※3）
- 5 必要な養成教育を受けていること。（注釈※4）
- 6 所属消防本部における現任教育、各種講習会等での教育指導、各種学会等で発表などの豊富な経験を有すること。（注釈※5）

(任 期)

第五条

- 1 指導救命士の任期は原則3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 指導救命士が再任する場合は、所属する消防本部の消防長が県協議会にその旨を申請することとする。
- 3 指導救命士がその業務を遂行できない立場となった場合は、所属する消防本部の消防長は、速やかに県MC協議会にその旨を届け出なければならない。

(認定等の申請)

第六条

- 1 認定対象となる救急救命士が所属する消防本部の消防長は、次により県MC協議会に申請する。
 - a 指導救命士認定申請書（様式1 添付書類として、以下の写しを添付する。）
 - ・ 必要な養成教育を受けた施設が発行する講習修了書等
 - ・ 救急救命士免許証等
 - ・ 特定行為認定書（様式3）
 - b 地域MC協議会長同意書（様式2）
- 2 再認定を受けようとする指導救命士が所属する消防本部の消防長は、次により県MC協議会に申請する。
 - a 指導救命士認定申請書（様式1 添付書類として、以下の写しを添付する。）
 - ・ 指導救命士認定書
 - ・ 特定行為認定書（様式3）
 - b 地域MC協議会長同意書（様式2）

(認定書の交付)

第七条

- 1 県MC協議会県協議会長（以下「県協議会長」。）は、第六条に基づく申請内容を確認し、県MC協議会に諮ったうえで、当該救急救命士を認定書（様式5）により指導救命士として認定する。
- 2 県協議会長は、指導救命士認定書を各消防長を経由して本人に交付するとともに、この写しを添えて関係する県MC協議会地域協議会長に通知する。
- 3 指導救命士については、台帳（様式6）により登録する。

(表示)

第八条

- 1 県協議会長は、指導救命士としての立場を明確化するため、指導救命士に対して

ワッペン（様式８）を付与することとし、秋田県消防学校で指導するときは、表示することとする。

- ２ 指導救命士が所属消防本部で救急救命士等に指導をするときは、消防本部の服装規則等にもよるが、可能な範囲で表示に努めるものとする。

（辞退届けの提出）

第九条 県協議会長は、消防長から「辞退届」（様式７）の提出があった場合、第五条３項の規定により、指導救命士の業務を解除することができる。

（事務処理）

第十条

この要領に関する事務は、県総務部総合防災課消防保安室において処理する。

（その他）

第十一条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

平成２８年６月３０日から施行する。

平成２９年２月２４日から施行する。

令和元年７月１１日から施行する。

令和２年２月１２日から施行する。

令和６年４月１日から施行する。

令和７年９月８日から施行する。

注釈

※１ 救急隊長として通算５年以上の実務経験とは、隊長代理（副隊長・予備隊長・隊長代行等）としての経験を含んでよいものとする。

※２ 一定の施行経験とは、救急救命士として、現場で活動した直近の５年間に於いて経験した特定行為総数のうち、一定の施行経験と解釈することとする。ただし、一定の施行経験に満たない場合は、病院実習によりそれを補うことができるものとする。

なお、施行経験の目安として本県の平成２５年を基準として５年間に於いて行われた救急救命士１人あたりの施行回数は下記のとおりである。（平成２６年以降はＣＰＡ前の静脈路確保件数及び輸液件数及び低血糖の際の静脈路確保件数及びブドウ糖の投与件数も含めることとする。）

① 気管挿管実施数 ６３件 ／ ９９人 ＝ ０．６３件

- ② 薬剤投与実施数 213件 / 286人 = 0.74件
 ③ 静脈路確保件数 620件 / 286人 = 2.16件
 ④ 声門上気道デバイス実施件数 200件 / 286人 = 0.69件
 (①+②+③+④) × 5年 = 21.1件

「平成26年版 救急救助の現況（秋田県分）」より算定

指導救命士の認定を受けるものは、①+④で1回以上、②の薬剤投与を5回以上、③の静脈路確保を15回以上行っているものとする。

指導救命士の再認定を受けるものは、在任期間中に③の静脈路確保を8件以上行っているものとする。ただし、満50歳以上の場合、又は各消防本部において免除対象となっている場合は、この限りではない。（この場合は、様式4の1に定める特定行為免除証明書を指導救命士認定申請書に添付すること。）

※3 一定の期間の病院実習とは救急救命士の再教育実施要領に基づく病院実習を上回るものとする。ただし、再認定を受けるものの年齢が満50歳以上の場合、又は各消防本部において免除対象となっている場合は、この限りではない。（この場合には、様式4の2に定める病院実習免除証明書を指導救命士認定申請書に添付すること。）

※4 必要な養成教育とは、総務省消防庁の示す指導救命士養成カリキュラムを満たしていることとし、養成施設（救急振興財団・消防大学校）による差異は生じないこと。

※5 各種講習会等での教育指導については、県消防学校での教育指導を行っていること。各種学会等での発表などについては、少なくとも全県レベル以上の各種発表会等において直近3年間で1回以上の研究発表を行っていること。